

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を含む。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業補助金の
申請受付開始について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県では、新型コロナウイルス感染症に対するかかり増し経費について、令和3年4月から9月まで実施されていた障害福祉サービス報酬の特例的な0.1%加算が終了したことに伴い、令和3年10月から12月の間に発生したかかり増し経費に対する補助事業を下記のとおり実施いたします。

各事業者様におかれましては、下記事業への該当及び別添「岐阜県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)及び「岐阜県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業補助金実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)を確認のうえ、期日までに申請いただきますようお願いいたします。

記

1 補助事業の概要

○事業名：

岐阜県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業補助金

○補助対象経費：

令和3年10月1日から12月31日までに購入した衛生用品(マスク、手袋、消毒液等)又は感染症対策に要する備品※(パーテーション及びパルスオキシメーター)の購入費用

○事業費：

補助率 10/10

○補助額：

実施要綱別紙のとおり(サービス種別ごとに補助上限が異なります)

○補助額の算定

補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を引いた額と基準額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額

※上記の基準額に関わらず、交付額は県予算額の範囲内の額となりますので、ご了承願います。

※なお、障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、本事業の対象となりません。

2 申請方法

- ・申請は、下記県ホームページに掲載の申請様式ファイルを、岐阜県国民健康保険団体連合会における「障害者総合支援電子請求受付システム」にアップロードすることで申請いただきます。
- ・申請様式は、国保連合会に登録された口座が債権譲渡されている事業者か否かで異なるファイルを使用していただきますので、ご注意ください。
- ・また、申請にあたっては、事業所の開設者（法人）が岐阜県内に所在する障害福祉サービス施設・事業所等を全て取りまとめの上、一括して申請いただきます。
- ・申請様式ファイルのアップロード方法は、別添マニュアル「障害者総合支援電子請求受付システムの機能変更について」にてご確認ください。

3 受付期間

令和4年1月4日（火）午前9時から令和4年1月31日（月）午後5時まで

※この期間以外は、いかなる場合も申請受付ができません。

4 留意事項

- ・県ホームページにて、交付要綱、実施要綱、申請方法、申請様式、QA等の詳細を掲載しておりますので、必ずご確認ください。

【県ホームページ URL】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/194640.html>

- ・消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除いて算出してください。
- ・補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

5 問い合わせ先

内容により問い合わせ先が異なりますので、別紙「問い合わせ先一覧」にて確認願います。

6 過去の関連お知らせ

- ・令和3年9月29日付け障第1354号「感染防止対策の継続支援」の周知について」
- ・令和3年11月8日付け「感染防止対策の継続支援」の追加周知について」
- ・令和3年12月21日付け「岐阜県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業補助金（仮称）の概要について」

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	森
問合せ	上記5の各問い合わせ先へお願いします。		